Westlaw Japan

《WLJ 判例コラム》第 388 号

AI 生成画像を児童ポルノとした判決

―ディープフェイクと児童ポルノ法にフォーカスして―

～名古屋地裁令和 8 年 6 月 4 日判決[1]～

文献番号 2026WLJCC026

桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー弁護士

松尾 剛行[2]

Ⅰ　はじめに

本件は、AI 生成画像を児童ポルノと認定したものである。以下では、本判決の概要を紹介した上で、児童ポルノ法上の AI 生成画像の扱いについて簡単にコメントしたい。

Ⅱ　事案の概要と判決要旨

1. 事案の概要

本件は、被告人が児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童ポルノ法」という。）その他の多数の犯罪で起訴されたところ、その 1 つが AI 生成画像の所持であった事案である。この事案では教師である被告人が、秘匿性の高いアプリケーションを利用した複数の教師で構成されるグループ上で児童ポルノ等を共有していたところ、問題となる AI 生成画像は同じグループの別のメンバーが作成し、被告人がこれを所持していたものであった。裁判所は、これを児童ポルノ（児童ポルノ法 2 条 3 項 3 号）所持を理由に児童ポルノ法 7 条 1 項前段によって処罰した[3]。

なお、本稿は AI と法の研究の一環として、ディープフェイクの問題を検討することから、以下では、AI 生成画像以外の部分は捨象することとする。

2. 判決要旨

裁判所は、複数の「罪となるべき事実」の 1 つとして、「被告人は、自己の性的好奇心を満たす

© 2026 Thomson Reuters KK all rights reserved

目的で、令和 7 年 3 月 10 日、前記被告人方において、インターネット上の画像編集サイトを用いて編集・加工された、あたかも殊更に別紙記載の各児童（被害者 B 及び被害者 H、いずれも当時 8 歳）の胸部及び陰部が露出された姿態を描写したものであるように認識される静止画 2 点の画像データを記録した電磁的記録に係る記録媒体を内蔵した携帯電話機 1 台を所持し、もって衣服の全部又は一部を着けない前記各児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写した前記画像データを記録した児童ポルノである前記記録媒体を所持した。」という事実を認定した。

その上で、量刑の理由として、「女子児童らの裸の画像については、身体部分は AI によって描写されたものであるが、被告人が担任をしていた実在の女子児童の写真を使用し、顔貌部分やポーズは元の写真と同一であって、一般人が見れば当該女子児童の裸の姿態が撮影されたものであると誤信するに足りる精巧なものであった。これらの被告人の行為は、児童の健全な心身の育成を担う教員の責務に大きく背く行為であり、極めて卑劣かつ悪質である。」とした。

Ⅲ　評釈 ― 一般人誤信基準の適否

1. はじめに

量刑の理由における記載から推測するに、裁判所は、一般人が見れば当該女子児童の裸の姿態が撮影されたものであると誤信するに足りる精巧なものであれば、それが児童の裸の姿態そのものではない、AI によって合成された姿態であっても、児童ポルノ法上の児童ポルノに該当すると考えているようである。このような裁判所の見解は果たしてこれまでの判例・学説等に鑑みて正当化できるだろうか[4]。

2. 国会答弁

児童ポルノ法は議員立法であるところ、国会において、発議者の大森礼子参議院議員により、実在する児童について、その身体の大部分が描写されている写真に描写されていない部分に他人の姿態をつけ加えて合成したとしても、ある児童の身体の大部分を描写した部分が実在する児童の姿態でなくなるわけではないとか、「顔が少女で、体が何か全然違うもの」は「当たりにくい」が、「体がまさに実在する児童の姿態でありまして、多少手が加えられている部分があるかもしれませんが、その描写物が実在する児童の姿態と認められる場合には」該当する場合もあると説明されていた[5]。要するに、問題は姿態であって顔ではないところ、当該姿態に多少手が加わっても「その描写物が実在する児童の姿態と認められる」なら、なお児童ポルノだ、ということである。とりわけ、木島日出夫委員が、顔が実在の児童のものであれば、下半身が架空でも、一般人がその児童の性的な画像と誤認し得る場合には児童ポルノに当たるのではないかと質問したのに対し、大森委員が「認めることはできない」と答え、首から下が実在する児童の姿態であることを

© 2026 Thomson Reuters KK all rights reserved

立証できれば、児童ポルノに当たり得ると説明したことが重要である。

3. 上田説[6]

上田は、CG 合成画像について、顔が現実の児童だが姿態部分は（「児童」に見える）別人又は CG で作成した画像・動画について、姿態部分を用いられた別人が「児童」でない場合や、CG で作成された姿態部分について実在性・同一性が証明されない場合には、「児童ポルノ」該当性が否定されるとする[7]。

4. 宮本説

これに対し、宮本は、児童の実在性は求めるが、児童の性的姿態の実在性を求めない見解を主張する。即ち、AI に「実在する児童」の顔写真を学習させて作成した実在しない「児童の性的姿態」に係る動画等であっても、当該児童に対する性的搾取・性的虐待を生じさせるおそれがあり、「実在する児童」の権利を害し得るものとして、児童ポルノ法の趣旨・目的に照らしてその規制対象に含まれると解すべきものは十分存在すると思われるとする[8]。即ち、被写体たる児童の実在性が必要とはするが、必要とされるのは児童そのものの実在性であり、姿態の実在性までは不要だ、とする。

5. 最高裁判例

CG 事件[9]において、最高裁は「『児童ポルノ』とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、同項（筆者注：児童ポルノ法 2 条 3 項）各号のいずれかに掲げる実在する児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいい、実在しない児童の姿態を描写したものは含まないものと解すべきである。」とした上で、「被告人が本件各 CG を含むファイルを記憶、蔵置させたハードディスクが児童ポルノであり、本件行為が児童ポルノ法 7 条 5 項[10]の児童ポルノ製造罪に当たるとした第 1 審判決を是認した原判断は正当である。」とした。

調査官解説は、製造時に被写体がなお 18 歳未満であることを要するかを論じた箇所（36 頁）で、児童ポルノ製造罪の成立には、描写された当該児童の「性的姿態」が実在したことを要すると明記する。素材写真と CG の関係についても、両者の表現内容が全体として一致することまでは要せず、素材写真に記録された実在の児童の性的姿態が CG にも描写されているかが問題であると説明している[11]。

6. 検討

（1）調査官解説等からは実在する児童の姿態を描写したものであることを求めるべきであること

上記Ⅲ5. の調査官解説等を踏まえれば、「実在しない児童の姿態を描写したものは含まない」

© 2026 Thomson Reuters KK all rights reserved

という意味で、問題となる画像が実在する児童の姿態を描写したものであることを求めるべきである。もちろん、立法論として、児童の実在の有無を問わず、児童の姿態らしきものを規制するということはあり得る。しかし、それはアニメ・漫画規制等との関係での問題があり、深町は非実在児童に関する規制の問題は依然として刑事立法学における難問だとする[12]。

本判決も、実在の女子児童の写真を使用しているなどとしている以上、少なくとも児童の実在性必要説をとっていると思われる。

(2) 実在する児童の性的姿態の描写かを一般人の観点から判断することも正当であること

ここで、特定の画像が実在の児童の性的姿態を描写したものか否かの判断基準が問題となる。上田は、実在性が別途証明された児童を描写したと評価されるものが製造又は提供されれば児童の性的自己決定権侵害は観念され得る以上、同一性の判断は、一般人あるいは合理的判断を基準とせざるを得ないとする[13]。

本判決は、量刑の理由において「一般人が見れば当該女子児童の裸の姿態が撮影されたものであると誤信するに足りる精巧なものであった」と述べている。確かに、(画像が実在する児童の性的姿態を描写しているか否かを判断する上で、) 一般人の観点を考慮すること自体は妥当である。ただ、本判決が児童の性的姿態の実在を要求するかは必ずしも明らかではない。

(3) 一般人基準の適用対象は姿態であるべきこと

一般人の観点から同一性を判断するとして、何と何を比べるのかが問題となる。児童ポルノ法2条3項が描写の対象に掲げるのは、各号所定の「児童の姿態」である。顔から本人と分かる画像であっても、性的に重要な身体部分には架空の姿態が描かれていることがある。性的搾取・性的虐待から児童の権利を守るという同法の目的（同法1条）に照らせば、同項3号が問題となる本件では、殊更に露出され又は強調された性的な部位に着目し、そこに当該児童の現実の性的姿態が描写されているといえるかを、一般人の観点から判断すべきである[14]。

本判決が量刑の理由で挙げた顔とポーズの一致は、一般人が画像中の人物を当該児童と受け取る理由にはなる。しかし、その一致だけから、AIが描いた身体部分にまで当該児童の現実の性的姿態が表れていると推認するところには、論理の飛躍が見られる。児童本人の実在を重視する宮本説（上記**Ⅲ4.**）の立場や、(本判決後に唱えられた見解ではあるが) 栗原（下記（**Ⅲ6. (6)**））と同様の考えを本判決が採用したと読む余地はあるが、その場合には、国会答弁（上記**Ⅲ2.**）及び調査官解説（上記**Ⅲ5.**）との整合性が問題となる。

(4) ポーズが同一であることについて

ここで、本判決はポーズが同じであることを強調している。しかし、ポーズが同じであるというのは決して姿態が同一ということではない。例えば、児童Aの顔に同じポーズの別人Bの姿態

© 2026 Thomson Reuters KK all rights reserved

が合成されたり、同じポーズの架空の姿態が合成されたりしたのであれば、当該生成・加工画像の児童ポルノ性が否定されるだろう[15]。そこで、単純にポーズが同じだ、というだけで実在する児童の性的姿態の描写だと評すべきではない。

ただし、児童 A の衣服に覆われていた部分の形状を AI が推定して描写した場合において、その推定の精度には様々なものがあるだろう[16]。そして、その精度が高く、極めて正確に児童 A の身体を推知した場合等、生成画像が児童 A の現実の性的姿態を描写したものであることが合理的な疑いを容れない程度に立証された場合には、児童ポルノ法 2 条 3 項の他の要件を満たす限り、児童ポルノ該当性を肯定する余地がある[17]。

(5) まとめ

本判決は、罪となるべき事実として「あたかも」各児童の「姿態を描写したものであるように認識される」とした上で、各児童の姿態を描写した画像データを記録した媒体が児童ポルノであると認定した。一般人の観点を考慮すること自体は妥当であるとしても、量刑の理由で挙げた顔貌やポーズの一致、画像の精巧さから、問題の身体部分に当該児童の現実の性的姿態が描写されたといえる理由は、判文からは明らかでない。また、衣服の下の姿態がどの程度正確に推定されたかについても、本判決に具体的な認定は見当たらない。仮に、当該児童の性的姿態の実在までは要しないとの解釈から本判決の結論を説明するのであれば、その解釈が児童ポルノ法 2 条 3 項 3 号の文言及び立法経緯とどのように整合するかが問題となる。本判決が児童ポルノ該当性をいかなる根拠で認めたかについて、より丁寧な説明が望まれた。仮に宮本説や（本判決後に唱えられた見解ではあるが）後述の栗原と同一の立場に立って当該画像を児童ポルノと認めたのであれば、その旨を説明すると共に、それに対する批判に正面から応答することが望まれた[18]。

(6) 補論：栗原について

本稿校正中に、栗原による本判決の評釈[19]に接した。栗原によれば、CG 事件最決では、児童本人が実在すれば足りるのか、その性的姿態まで実在する必要があるのかは争点とされていなかったため、性的姿態の実在までは要しないという栗原自身の解釈も、CG 事件最決と矛盾しないという[20]。そして、栗原は、村田調査官解説 36 頁及び 37～38 頁注 19 を取り上げ、性的姿態の実在を求める実質的根拠が同解説では明らかにされていないと指摘する。また、同解説が引く大阪高判平成 12 年 10 月 24 日[21]については、実在を要するとしたのは児童本人に限られると読むのが自然だという[22]。

しかし、筆者は、性的搾取・性的虐待から児童を保護するという法の目的に照らし、画像中の性的に重要な部位に当該児童の現実の姿態が描写されているかを問うべきであると考える（上記**Ⅲ6. (3)**）。また、児童ポルノ法立法過程における大森委員の答弁（上記**Ⅲ2.**。とりわけ木島委員とのやり取り参照）も、この理解に沿う。これらの理由から、筆者は、栗原の批判を踏まえても

© 2026 Thomson Reuters KK all rights reserved

なお、性的姿態の実在を要するという調査官解説の見解を支持する。

栗原は、合成画像が全体として当該児童の性的姿態と見られ得るかを、一般人から見て描写が当該児童の体型等と符合するかによって判断する[23]。身体の描写にも着目する点で、栗原説には宮本説と異なるところがある。例えば、顔が同じでも体型が異なる場合、宮本説では児童ポルノ該当性を肯定する余地がある一方、栗原説では、一般人から見て当該児童の体型等と符合しないときには該当性が否定される。もっとも、当該児童に似た体型であれば、架空の身体であっても栗原の基準を満たし得る。そうした画像が本人の性的姿態を示すものと受け取られることで当該児童の権利が害され得るとしても[24]、児童ポルノ法 2 条 3 項が描写の対象に掲げるのは、各号所定の「児童の姿態」である。性的な部位を含む身体部分が架空の場合にも、一般人から見た体型等の符合のみをもって、同項 3 号にいう当該児童の姿態を描写したと評価できるかには、なお疑問が残る。

（掲載日　2026 年 11 月 24 日）

---

[1] WestlawJapan 文献番号 2026WLJPCA06046001。

[2] 桃尾・松尾・難波法律事務所（https://www.mmn-law.gr.jp/lawyers/600050.html）。

[3] なお、児童ポルノ法は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（いわゆる整理法）で改正されており、改正前の条文に基づき処罰している。

[4] なお、AI と児童ポルノに関する主要文献に、深町晋也「AI 生成性的画像を巡る刑事立法学　日台の法比較を中心に（上）（下）」法律時報 97 巻 10 号（2025 年）81 頁以下及び同 11 号（2025 年）73 頁以下、上田正基「ディープフェイクと刑事法」神奈川法学 56 巻 3 号（2023 年）71 頁以下、加藤隆之「生成 AI によって作成された児童ポルノの法的規制」東洋法学 67 巻 3 号（2024 年）117 頁以下、並びに、原田伸一朗「CG で描かれた人物の実在性および本人特定性―CG 児童ポルノ訴訟とディープフェイク・バーチャルヒューマン技術―」情報ネットワーク・ローレビュー21 号（2022 年）14 頁以下がある。

[5] 第 145 回国会・衆議院法務委員会会議録第 12 号（1999 年 5 月 14 日）大森礼子参議院議員発言。なお、このやり取りの直後、松尾邦弘政府委員は、身体の大部分も当該児童の姿態と見られるなら該当し得るというのが発議者の答弁の趣旨で、木島委員との結論の違いは小さいとの理解を示した。栗原一紘「判例研究『実在する児童の画像に「インターネット上の画像編集サイトを利用して作成された裸体画像」が合成された画像』のデータが記

© 2026 Thomson Reuters KK all rights reserved

録された電磁的記録媒体について、児童ポルノ該当性を認めた事例」研修 940 号（2026 年）23 頁、31～32 頁注 9 は、この松尾答弁を援用する。もっとも、大森委員は、身体部分が架空でも一般人が本人の画像と誤認し得れば足りるという木島委員の見解を明示的に退けている。これらを併せて読むと、性的に重要な身体部分が架空の場合にも、一般人から見た体型等の符合をもって当該児童の性的姿態を描写したと評価し得るとの解釈を、この質疑から導けるかには疑問が残る。

[6] なお、深町は、AI 生成児童ポルノの場合には、限りなく現実に近い（リアリティがある）事象を描写しているとしても、現実の被害者の性的姿態を描写するものでない以上、被害者がいわれなく性的客体に貶められて精神的苦痛が生じるとはいえず、表現の自由が優越すると解されようとし（深町・前掲注 4・下・78 頁）、加藤は、肌の色やほくろの有無が多少異なったことだけをもって偽物であるとはいえないところ、AI を利用することで例えば 5 パーセントだけなど、本物と微妙に異なるよう調整した場合において、どこで線が引かれるかは容易に判断できるものではないとする（加藤・前掲注 4・125 頁）。原田は、ディープフェイク、バーチャルヒューマンが跋扈する時代においては、「実在性＝本人特定性」として両者が同一視され、あるいは限りなく両者が接近するという前提のもと、被侵害主体性を認定していくほかないとする（原田・前掲注 4・25 頁）。

[7] 上田・前掲注 4・90 頁。

[8] 宮本征「判批」警察公論 81 巻 2 号（2026 年）92～93 頁。

[9] 最一小決令和 2 年 1 月 27 日刑集 74 巻 1 号 119 頁、WestlawJapan 文献番号 2020WLJPCA01279001。

[10] なお、**平成 26 年法律第 79 号による改正前の旧規定である。**

[11] 村田一広「判解」『最高裁判所判例解説　刑事編　令和 2 年度』（法曹会、2023 年）36 頁（「確かに、児童ポルノは、実在する児童の性的姿態（児童ポルノ法 2 条 3 項各号）を描写したものであるから」「児童ポルノ製造罪が成立するためには、（児童ポルノに描写された）当該「性的姿態」が実在したことは必要ではある」）、35 頁注 18（「2 次的表現物が児童ポルノに該当するか否かは、2 次的表現物が（1 次的表現物に記録されている）実在する児童の性的姿態を描写したものであるか否かの問題であり、1 次的表現物と 2 次的表現物の表現内容が全体として同一でなくとも、2 次的表現物が児童ポルノに該当する場合は当然あり得る」）。

[12] 深町・前掲注 4・下・78 頁。

[13] 上田正基「第一審判批」立命館法学 367 号（2016 年）221 頁。

[14] 村田・前掲注 11・35 頁注 18、36 頁。性的に問題となる部位を判断の対象とすべき理由について、鈴木一永「第一審判批」刑事法ジャーナル 55 号（2018 年）120 頁。加工によって性的に重要な部分が実在の児童のものでなくなる場合について、髙良幸哉「原審判批」法学新報 125 巻 1・2 号（2018 年）183 頁注 6 参照。

[15] なお、この別人 B が児童であれば、当該画像が児童ポルノとなる可能性はある。しかし、それは一般人が当該同じポーズの姿態を児童 A の性的姿態の描写と判断するからではなく、それが児童 B の性的姿態の描写だからである。

[16] もちろん、その精度は服がどのようなものかや、下着を着用しているか、そしてそもそも服の上からどの程度服の下が分かりやすい状況にあるかなどによって大きく変わり得る。

[17] そもそも、元写真と生成画像との間で改変されずに残った部分が、それ自体で当該児童の性的姿態を描写しており、生成画像全体も児童ポルノ法 2 条 3 項各号のいずれかの要件を満たす場合には、児童ポルノ該当性を肯定し得る。ここで問題としているのは、その共通部分だけでは性的姿態といえない場合、例えば、衣服を着た児童の元画像に基づき、服を脱がせる AI アプリによって、同一の顔とポーズだが、まるでその衣服の下の身体が描写されたかのような画像が生成された場合である。姿態のうち性的に重要な部分が実在の児童のものでなくなれば実在性は否定されるとする髙良の見解（髙良・前掲注 14・183 頁注 6。なお、仮に一般人の認識に

© 2026 Thomson Reuters KK all rights reserved

おいて同一性が認められたとしても、CG に描写される児童の姿態と原本に描写される児童の姿態の間に同一性がなく、CG それ自体の実在性がないのであれば児童ポルノとはいえないという趣旨と理解される、同「第一審判批」法学新報 123 巻 8 号（2017 年）396 頁も参照）を前提としても、元写真に現れた身体の起伏等からの推知が極めて正確であれば、性的に重要な部分についても児童 A の現実の姿態が描写されたと認定する余地があると考える。もっとも、児童 A の体型に合う架空の姿態を合成したにすぎないとの合理的な疑いが残る場合には、そのような認定はできないだろう。

なお、性的姿態等撮影罪の立法過程において、橋爪委員は、赤外線で水着やユニフォームを透視して性的部位や下着を撮影する行為について「当然に可罰性がある」と述べている（法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第 5 回会議議事録〔2022 年 2 月 28 日〕25 頁）。同罪の解釈上も、着衣を透過して性的な部位を撮影した場合には、衣服で覆われていない当該部位を撮影したものとして、他の要件を満たす限り処罰対象となり得るとされる（橋爪隆「性犯罪に対する処罰規定の改正等について（3・完）」警察学論集 77 巻 11 号（2024 年）107 頁、浅沼雄介ほか「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律について（1）」法曹時報 76 巻 2 号（2024 年）51 頁）。これらは児童ポルノ法ではなく、性的姿態等撮影罪に関する議論ではあるものの、被害者が衣服を着ていても、その衣服の下の現実の性的姿態を描写したといえる場合があることを示唆する（もちろん赤外線等による透視と AI による推知には相違があることから、当該推知により果たして児童の現実の性的姿態が描写されたことが合理的疑いを入れない程度に立証されたかは別途問題となる。）。

[18] なお、本件では、被告人側は AI 生成画像の児童ポルノ性を争わなかったとされるところであり、もし争っていれば、この点について丁寧な認定がされたのかもしれない。

[19] 栗原・前掲注 5・17 頁以下。

[20] 同上 25 頁。

[21] 高刑速平成 12 年 146 頁（4 号）、WestlawJapan 文献番号 2000WLJPCA10240007。

[22] 栗原・前掲注 5・32～33 頁注 12。

[23] 同上 28 頁。

[24] 合成画像が当該児童の性的姿態を示すものとして受け取られることで、同児童の権利が害され得ると指摘する同上 27～28 頁を参照。

© 2026 Thomson Reuters KK all rights reserved